

2018年3月14日

株式給付信託(J-ESOP)の対象者拡大について

第一生命ホールディングス株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)では、2018年4月1日より「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)の対象者に、非管理職およびスタッフ社員・嘱託従業員等を追加することとしました。今回の対象者拡大を通じて、従業員への還元を充実させるとともに、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を更に高めることが狙いです。

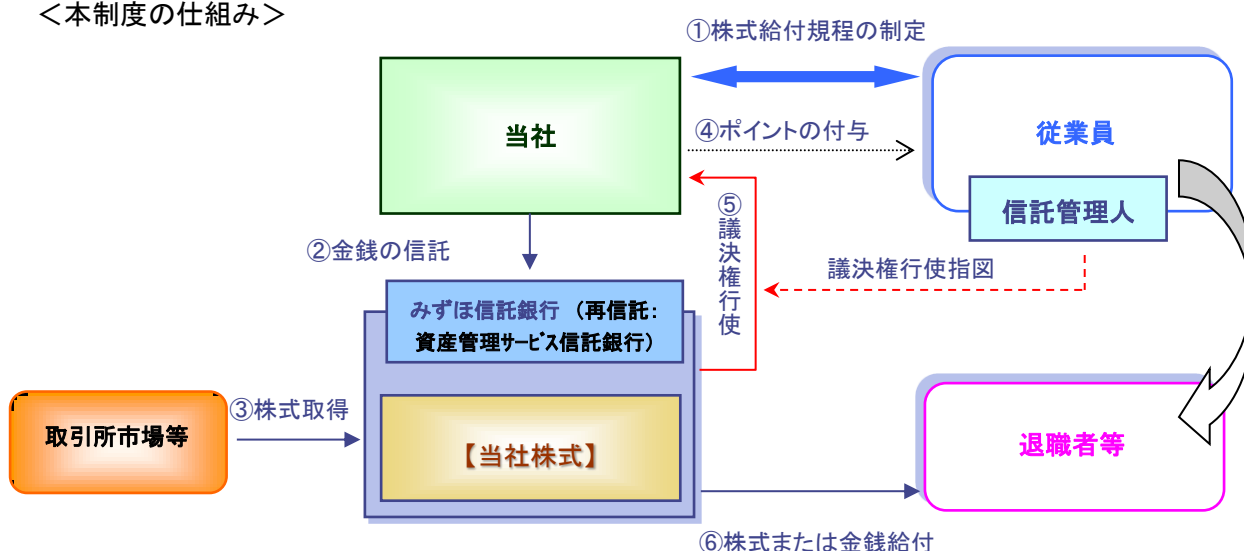
当社では2011年より、当社及び当社グループ会社の管理職に対して本制度を導入していましたが、今回の対象者拡大により、本制度の対象者が約3,000名から約17,000名へと増加します。

1. 本制度の概要

本制度は、当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対して会社業績や貢献度に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得しており、信託財産として分別管理しています。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しています。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:資産管理サービス信託銀行)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)しています。
- ③ 受託者は、信託された金銭により、当社の株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、成果に応じて「ポイント」を付与しています。
- ⑤ 受託者は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職後に受託者から「株式給付規程」に基づいて、付与された「ポイント」に相当する当社の株式の給付を受けます。

2. 2018年4月1日より本制度の対象となる従業員の範囲

管理職、内勤職、営業職(オフィス長・オフィス長代理・機関経営職候補生の資格を有する従業員)、
スタッフ社員、嘱託従業員
※拡大前は管理職のみ対象

3. 本信託の概要

- (1)名称: 株式給付信託(J-ESOP)
- (2)委託者: 当社
- (3)受託者: みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4)受益者: 「株式給付規程」の定めにより財産の給付を受ける権利が確定した者
- (5)制度開始日: 2011年7月31日
- (6)制度変更日: 2018年4月1日(予定)(※)

(※)本制度変更日における金銭の追加信託及びこれに伴う当社株式の追加取得は予定していません。

以上